

デュッセルドルフ日本語補習校 父母会会則

2003年11月 8日 制定

2012年10月27日 第5条改訂

(※ 更新履歴は裏面参照)

- 第1条 [名称] 本会は、デュッセルドルフ日本語補習校父母会と称す。
(以下、デュッセルドルフ日本語補習校は補習校と称す)
- 第2条 [目的] 本会は、父母の立場から補習校において有意義に学習が進められる様な環境の向上に協力していく事を目的とする。
- 第3条 [会員] 補習校在校生の父母を以て、本会の会員とする。
- 第4条 [学年委員] 学年ごとに学年委員2名を選出し、任期は1年とする。但し、1学年の人数が極端に少ない場合など、事情により1名のみを選出とすることもある。
学年委員は、各学年の父母より意見・提案等がある場合、書面にて入手し、父母会会長、もしくは副会長に伝達する。
- 第5条 [役員] 本会には次の役員をおく。
会長: 1名。全父母の中から推薦を募り、総会での承認を得て決定する。
副会長: 1名ないし2名、会計: 1名(副会長が兼任してもよい)、
会長を除く役員は、学年委員が学年委員の中から選ぶ。(別途、父母総会の承認を得る必要はない)
- 第6条 [学年委員会] 全学年委員を以て構成される会を学年委員会と称す。
- 第7条 [父母総会] 父母全員の参加による集会を父母総会と称す。
- 第8条 [会議の招集] 会長は必要に応じ、学年委員会、父母総会を招集する。
- 第9条 [補習校運営委員会との協議] 会長は必要に応じ、学校運営に関し補習校運営委員会と協議する。

第10条 [三者会合への参加] 全学年委員は、補習校運営委員、補習校講師、学年委員で構成される三者会合に出席する。

第11条 [会費] 父母会費、児童1人につき年15ユーロとし、必要に応じてその金額を検討する事が出来る。

第12条 [改正] 本会則は、全会員の多数決により改正する事が出来る。

以上

デュッセルドルフ日本語補習校 父母会会則

[改訂・更新履歴]

2003年 11月 8日 制定

2004年 2月 7日 第5条追記

2007年 2月 3日 改訂

2008年 4月12日 第11条改訂

2010年 1月30日 第11条改訂

2011年 1月29日 第5条改訂